

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第50号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成26年2月15日（土） 11時37分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港の第1区 山口県周南市所在の徳山下松港徳山築港防波堤灯台から真方位 096° 200m付近 （概位 北緯34° 03.0′ 東経131° 47.9′）
事故等調査の経過	平成26年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー ニューくにさき、725トン
船舶番号、船舶所有者等	133520、周防灘フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船体付鋼製防舷材に凹損 岸壁 擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、旅客8人を乗せ、船首約2.45m、船尾約3.55mの喫水により、徳山下松港において、船長が、入港配置を令し、船橋で操船指揮及び機関操作に、操舵手が舵及びバウラスター操作にそれぞれ当たった。 船長は、左舷機を微速力後進、右舷機を微速力前進にかけ、バウラスターを右回頭に操作し、徳山フェリー岸壁（以下「本件岸壁」という。）に入船右舷着けとする操船中、突風を左舷側から受けて圧流され、平成26年2月15日11時37分ごろ右舷側が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、着岸直前、風速10m/s以上の北西の突風を受けたと感じた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、徳山下松港第1区の本件岸壁に着岸作業中、風速10m/s以上の北西風を左舷側から受けて圧流されたことから、右舷側が本件岸壁に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、徳山下松港第1区の本件岸壁に着岸作業中、風速10m/s以上の北西風を左舷側から受けて圧流されたため、右舷側が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・着岸作業時には、風による影響を考慮しておくこと。・圧流に備えて予備のフェンダーを準備しておくこと。